

和歌山市民図書館基本計画策定業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

平成27年7月23日

和歌山市教育委員会生涯学習部市民図書館

## 和歌山市民図書館基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

公表日 平成27年7月23日

### 1 契約概要

- (1) 名称：和歌山市民図書館基本計画策定業務
- (2) 目的：南海和歌山市駅周辺の再開発に伴い和歌山市民図書館を移転するにあたり、図書館が「本と人」、「人と人」、「人とまち」—知・情報・交流・くつろぎの拠点という基本理念を実現するため、現状の把握・分析及び市民アンケートを実施し、駅に直結した位置ならでのサービスの提供を含め、今後の新図書館の役割や施設の配置・スペース等の検討、運営方法など、基本計画の策定を総合的に支援する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定することを目的とする。
- (3) 契約内容：別紙仕様書のとおり  
なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。
- (4) 契約期間：契約締結日から平成28年3月30日まで

### 2 見積限度額（予定価格）

9,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 業務形態

共同企業体（JV）とする。

### 4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産者で復権を得ない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 共同企業体を構成する代表者（以下「共同企業体の代表者」という。）については、次に掲げる要件を全て満たしていること。
  - ア 過去15年間（平成12年度以降）に、国（公団、事業団、独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体が発注した本業務の内容と同種又は類似の業務に係る契約を元請として適正にその履行を完了した実績を有すること。
  - イ 上記アの業務において、管理技術者としてその業務を完了させた経験を有する者を直接的に雇用し、その者を管理技術者として配置できること。
- (7) 共同企業体を構成する代表者以外の構成員（以下「構成員」という。）については、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、構成員が複数となる場合は、1構成員が次に掲げる要件を満たしていればよい。
  - ア 平成27年度登録において、和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
  - イ 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加者有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (8) 共同企業体の結成にあつては、次に掲げる要件を全て満たしていること。
  - ア 構成は、共同企業体を構成する代表者及び構成員により成り立つものであること。
  - イ 他の共同企業体の構成員となっていないこと。
  - ウ 共同企業体を構成する代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有する者とし、出資比率は構成員のうち最大であること。
  - エ 1構成員当たりの出資比率は、10パーセント以上であること。
  - オ 共同企業体の業務形態は、共同業務実施方式によるものであること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
- イ 参加資格の（2）に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（様式2）を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 同種の契約を履行した実績を有することを証する書類

履行実績調書（様式3）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。

なお、有資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下エからカまでについてもあわせて提出すること。（有資格者名簿に登録されている者は、以下エからカまでの書類を省略することができる。）

エ 会社概要

法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は個人事業開始届の写しを提出すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式4）

カ 委任状及び使用印鑑届出書（様式5）

キ 共同企業体協定書（任意様式）

(2) 提出期限：平成27年8月4日（火）午後3時まで（必着）

※なお、書類等の受付については、金曜日を除く午前9時から午後5時30分（提出期限の日は午後3時）までとする。

(3) 提出場所：和歌山市 教育委員会 生涯学習部 市民図書館

和歌山市湊本町3丁目1番地

T e l : 0 7 3 - 4 3 2 - 0 0 1 0

F a x : 0 7 3 - 4 2 2 - 7 9 2 6

E - mail : toshokan@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 平成27年8月5日（水）

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：平成27年8月12日（水）正午まで（必着）

(2) 質問方法：電子メールにて受付。

質問事項は、会社（団体）名、質問者の氏名、電話番号を記載した任意の様式により、件名を「和歌山市民図書館基本計画策定業務プロポーザル質問書」として、電子メールにより提出すること。

なお、書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先：4（3）に同じ。

(4) 回答方法：質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出書類：正本1部及び副本10部（副本は写し可）とする。また、提出書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：Word、Excel、PowerPoint、PDF）

ア 企画提案書（任意様式）

※仕様書に記載している業務内容は、全て企画提案書へ盛り込むこととする。

イ 参考見積書（任意様式）

※積算内訳が分かるように明示すること。

※消費税及び地方消費税を含んだ額と含まない額を併記すること。

(2) 提出期限：平成27年8月25日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所：上記4（3）に同じ。

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、下記「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所

ア 実施内容：企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。

イ 開催日：平成27年9月2日（水）（予定）

ウ 開催場所：和歌山市教育文化センター

和歌山市西汀丁29番地

※ただし、正式な日時、開催場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて

通知する。

エ 説明者：プレゼンテーションは1提案者に3名までの参加とし、提出された企画提案書に基づいて行うものとする。また、企画提案説明については、提案書に記載されている主たる担当技術者及び管理技術者が行うこととする。

オ その他：プロポーザル参加者は、他の参加者の審査会への傍聴はできない。  
また、プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルについては準備するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては、企画提案者において準備すること。

### (3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（平成27年9月4日（金）送付予定）により通知する。

## 9 評価基準及び配点

別紙1「評価基準」による。

## 10 日程

公表	平成27年7月23日（木）
参加資格確認申請書受付	平成27年8月4日（火）午後3時まで
参加資格確認通知書送付	平成27年8月5日（水）（予定）
質問受付	平成27年8月12日（水）正午まで
企画提案書提出	平成27年8月25日（火）午後5時まで
企画提案評価	平成27年9月2日（水）（予定）
結果通知	平成27年9月4日（金）（予定）
契約締結	平成27年9月9日（水）（予定）

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

## 12 契約に関する事項

- (1) 前払い制度：原則として適用しない。ただし、前払いを必要とする特段の事情を有する

場合にはこの限りではない。

- (2) 部分払い制度：原則として適用しない。ただし、部分払いを必要とする特段の事情を有する場合にはこの限りではない。
- (3) 契約保証金  
契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号のいずれかに該当する場合は不納付とする。
- (4) 契約書作成の要否：必要である。

### 1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 受託候補者決定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (6) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (8) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (9) 提案事業者が他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (10) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (11) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- (12) 提案者が1者以下の場合、本件プロポーザルを取りやめる。

### <評価基準>

#### (1) 企画提案の内容 85 / 100点

評価項目	評価観点	配点
業務実績、実施体制、予定技術者の経験及び能力	①会社の業務実績、実施体制の審査 ※実施体制は業務完了まで原則として変更できない。 ・予定技術者（管理技術者及び担当技術者）が有する専門分野の技術者資格と経験及び業務実績	20点
業務実施方針及び提案内容	①業務実施方針の妥当性 ・計画を実効性のあるものとするための施策、実施スケジュールなどの提案が示されているか。	45点
	②提案内容の的確性、先進性、独創性 ・本委託業務に取り組むにあたりアピールされた提案となっているか。 ・新たな図書館の機能及び周辺施設等との連携方策に関する提案となっているか。	
	③市民ニーズの把握 ・市民ニーズを把握する上で、本業務の特性を考慮した有効な方法についての考え方が示されているか。	
	④提案資料調製力 ・会議、関係機関協議等における資料作成に対する支援などの提案が示されているか。	
価格	①価格の妥当性	20点

#### (2) プレゼンテーション等の内容 15 / 100点

評価項目	配点
取組み姿勢	5点
説得力	5点
合理性・的確性	5点

(3) 最高得点の者が同点の場合は、「業務実施方針及び提案内容」項目が高得点の者を選定する。その項目も同点の場合は、価格の低い者を選定する。